

北海道標津高等学校 いじめ対策基本方針

平成26年1月1日制定

平成27年8月25日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和5年9月1日一部改正

北海道標津高等学校

目次

I 総則……2

- 1 目的
- 2 いじめの定義
- 3 基本理念
- 4 いじめの禁止
- 5 いじめの内容
- 6 いじめの要因
- 7 いじめの解消
- 8 関係者の責務と役割

II 基本的施策……5

- 1 学校におけるいじめの未然防止
- 2 いじめ早期発見のための措置
- 3 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
- 4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 5 点検・評価の実施及び改善

III いじめ防止対策委員会……7

- 1 構成
- 2 目的
- 3 運営
- 4 役割

IV 全体計画……8

- 1 いじめ防止のための全体計画
- 2 いじめ防止のための年間計画

V いじめの防止等に関する措置……10

- 1 いじめに対する早期対応措置
- 2 生徒への対応・支援

VI 重大事態への対処……11

- 1 学校による対処
- 2 設置者への報告

VII 組織的対応……12

I 総則

1 目的

この「いじめ対策基本方針」は、国の「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月制定)に基づき本校におけるいじめの防止等のための基本的な方針を定めるものである。

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、もって生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目的とする。

2 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、インターネットを通じた誹謗中傷など、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でも、「いじめ」と同様の対応をする。

3 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行わなければならない。

- (1) いじめがすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの学校でもどの生徒にも生じうるという緊張感を持ち、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) すべての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり、認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、また、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

4 いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

5 いじめの内容

具体的ないじめの対応としては、次のようなもの等が該当となる。また、生徒の命や安全を守ることを最優先に対応し、状況によっては警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。

- (4)ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5)金品をたかられる。
- (6)金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8)パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど。

6 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては次の点に留意すること。

- (1)いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、どの生徒にも生じ得ること。
- (2)いじめは、生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメント等や他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こりえること。
- (3)いじめは「加害」と「被害」という二者関係だけではなく、はやし立てる等をする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在があること。
- (4)いじめの発生原因としては、①心理的ストレス②集団内の異質なものへの嫌悪感情③妬みや嫉妬感情④遊び感覚やふざけ意識⑤金銭などを得たいという意識⑥被害者となることへの回避感情などがあること。
- (5)いじめは、生徒の発達段階に応じた「男女平等」「障害のある人」「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ生徒」など人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感などが関連していること。

7 いじめの解消

いじめが「解消している状態」とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1)いじめに係る行為が止んでいること。

被害生徒に対する心理的、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること。

- (2)被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

8 関係者の責務と役割

- (1) 学校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。

- ① いじめを受けた生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため適切かつ迅速に対処する。
- ② 教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことを認識し、生徒一人ひとりについての理解を深め、生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、学校教育全体を通して適切な指導を行う。

- (2) 保護者の責務

- ① 子の教育について第一義的責任を有し、その言動がその保護する生徒に大きな影響力を持つことを認識しつつ、当該生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識等を養うよう努める。

- ② その保護する生徒がいじめを受けた場合には、学校その他の関係機関と緊密に連携を図るなどして、適切にいじめから保護する。
- ③ 学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。
- ④ 上記の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(3) 地域の役割

- ① 地域において生徒と触れあう機会を大切に、地域ぐるみで生徒を見守り、地域が連携協力して生徒が健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ② いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校、関係機関等に通報その他の適切な措置をとるなどして、学校等が行ういじめの対応に協力するよう努める。

Ⅱ 基本的施策

1 学校におけるいじめの未然防止

(1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進する。

- ① 各担任より、生徒に対して「いじめの定義」(総則の2)を説明し、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを周知する。
- ② 相手を知り自分を知ってもらう、コミュニケーションプログラムを通して相手を思いやる気持ちを醸成する。
- ③ 学力に対する自信のなさや不安に伴う冷やかしかからかいなどを防ぐためにも、公開授業や教科研修などにより、「わかる授業」の徹底を図る。
- ④ 年度当初より、授業中の規律(ベル席や姿勢等)について徹底する。また、教師の不用意な発言からも、いじめが発生することを理解し、言動にも注意する。
- ⑤ いじめ防止教育の全体計画に基づき、すべての教育活動において、「人として」の心遣いや優しさを指導する。
- ⑥ いじめ防止教育の年間計画に基づき、計画的に人間教育を行うとともに、いじめ防止対策委員会を定期的に開催し情報交換等を実施する。また、毎月行う教育相談委員会等を活用していじめに対する未然防止や発生時の対応方法等についての研修を行う。

(2) いじめを防止するため、生徒の保護者、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動並びにいじめの防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。

- ① 地域との連携により、先輩世代からのアドバイスを聞き、後輩世代へ伝えることによる人としての交流を推進する。
- ② 保護者にも学校行事に参加を促し、生徒たちの姿を見て、叱咤激励をしていただくことで、学校と保護者及び生徒の一体感を感じさせる。

(3) 保護者及び教職員等に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

- ① 学校及び教職員は、様々な手段(学級だより・学年だより・学校だより・学校HP等)を通して、地域や保護者に学校の現状やいじめ対策について周知する。

2 いじめ早期発見のための措置

(1) いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるため、アンケート及び生徒への定期的な面談等による調査、その他の必要な措置を講ずる。

- ① 担任及び教科担任は、生徒の些細な変化に気になることがあった場合、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どうした)をメモし、職員が共有できるようにする。
- ② 担任は、学年及び養護教諭に相談するとともに、生徒の変化を記録し、保護者の協力を得、家庭内の様子を含めて連絡を密にする。
- ③ 生徒との雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配り、共に過ごす機会を積極的に設ける。
- ④ 定期的なアンケートや面談等を実施し、気になることがあれば、直ちに面接を実施するなど、迅速に対応する。

- (2) 外部機関と連携を図りながら、いじめに係る相談体制を整備する。
 - ① 必要に応じて、警察、病院、支援センター等と協力しながら進める。
- (3) 相談体制の整備に当たり、いじめを受けた生徒の権利等が擁護されるよう配慮する。
 - ① 校内に「いじめ防止対策委員会」を組織し、必要に応じて外部機関との連携を図る。
 - ② 教育相談週間を定期的実施するとともに、いつでも相談できる環境づくりを整備する。

3 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- (1) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、生徒指導に係る学校体制の整備、SC等の専門的知識を有する者の招聘を行う。
 - ① 関係機関及びSC等の専門家等を講師とした校内研修会を実施する。
- (2) 教職員に対し、研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
 - ① いじめの防止等の校内研修を年間計画に位置づける。

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- (1) 生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対し、啓発活動を行う。
 - ① 生徒にインターネットに関して、専門家による講演会等を実施する。また、必要な情報等について、様々な方法を用いて地域や保護者に周知する。
- (2) 生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを把握するために、ネットパトロールを通じて適切に確認する。
 - ① ネットパトロール用のPCによりネット上を定期的に巡回する。
 - ② 不適切な書き込みがあった場合は内容を記録し、書き込んだ本人が特定される場合は、直ちに削除させ、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるよう指導する。
 - ③ ②により削除できない場合は、掲示板の管理人に削除依頼し、管理人が削除依頼に応じない場合は掲示板のプロバイダ・サービス提供会社に削除依頼や警察・法務局(人権擁護委員)等に相談するなど適切に対応する。

5 点検・評価の実施及び見直し

- (1) いじめ防止基本方針に基づく対策について、実施状況を定期的に点検及び評価し、その結果を公表するとともに、見直しを行う。
 - ① 中間及び年度末反省により、評価・反省を行い、次年度に向けての改善を図る。

Ⅲ いじめ防止対策委員会

1 構成

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」をおく。「いじめ防止対策委員会」は校長・教頭・生徒指導部長・各学年主任、養護教諭で構成する。また、事案発生時には、必要に応じて関係教諭・スクールカウンセラー・警察等関係機関も参加する。

2 目的

この委員会は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決を図るための対策を総合的かつ効果的・計画的に推進する。

3 運営

この委員会は校長が招集し、年間計画に従って定期的な会議及び事案発生時の緊急会議を行う。

4 役割

- (1)いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- (2)いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- (3)いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- (4)いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- (5)いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを作成し、確実に実行する。
- (6)いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- (7)学校いじめ対策基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- (8)学校いじめ対策基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- (9)学校いじめ対策基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ対策基本方針の見直しを行う。
- (10)学校いじめ対策基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取り組みを行う。
- (11)被害生徒を徹底して守り通し、いじめの事案に関する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、いじめ防止対策委員会の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取り組みを行う。

IV 全体計画

1 いじめ防止のための全体計画

予防的対策(生徒理解・早期発見)

- ☆ 入学時における中学校との連携(3月:1年生対象、生徒指導部・養護教諭)
新入生の高校生活や集団への適応を円滑に進めるための情報を得る。
- ☆ **入学・進級時における状況把握**
(4月:全学年、生徒指導部(校内担当、養護教諭、学年主任、家庭状況、健康状況(障がいを含む。))、友人関係等に係る情報を得る。(個人健康管理カード))
- ☆ 特別な支援を必要とする生徒のための個別の指導計画を作成する。
- ☆ **個人面談**(随時:HR担任・部活動顧問等)
学習、生活、進路等の課題とともに、友人関係の問題を聴き取り、生徒とともに解決策を考える。
- ☆ **保護者懇談**(随時:HR担任・部活動顧問等)
学習、生活、進路等に関する情報交換を行い、課題解決の支援のために協力する。
- ☆ **いじめに係る実態調査**(6・11月:全学年、生徒指導部(校内担当・各担任))
- ☆ 被害生徒の心のケアを中心とする面談(生徒指導部・学年団・養護教諭)
事態の深刻化を止めるよう努める。

各HRで実施 → 各HR担任が集計 → 生徒指導部(校内担当)



生徒指導部長 → 教頭 → 校長



学年主任 ↔ 該当HR担任

早期対応・早期解消(いじめの訴えがあった場合 → 教頭 → 校長へ報告)

- ① 被害生徒、「見た(聞いた)」生徒に対する面談・・・<生徒指導部、学年団、養護教諭>
- ☆ 必要に応じ、校外の関係機関と連携・・・<教頭、養護教諭>
- ② 被害生徒の保護者への報告と今後の見通し等の連絡・・・<当該HR担任>
- ③ 加害生徒等への面談(事実関係の調査)・・・<生徒指導部、学年団、養護教諭>
- ④ 加害生徒の保護者への連絡・・・<当該HR担任>
- ⑤ 加害生徒に対する指導・・・<生徒指導部、学年団>
- ⑥ 当該学年に対する指導・・・<学年団・生徒指導部>
- ⑦ 全校生徒に対する指導・・・<生徒指導部>
- ⑧ 被害生徒に対する心のケア・・・<生徒指導部・学年団・養護教諭>

検証・評価・研修

- ☆ 事例ごとに対応プロセスを振り返り、改善する。
- ☆ 年間を通して評価し、方針等を改善する。
- ☆ 校内研修会を開催し、対応力を向上させる。

2 いじめ防止のための年間計画

	4月	5月	6月	7月
会議等	○いじめ防止対策委員会 ・指導方針の確認 ・指導計画 ・保護者向け啓発 ○教育相談委員会	○教育相談委員会	○教育相談委員会	○いじめ調査結果を踏まえた取組検証 ○学校評議員会 ・指導方針確認 ○教育相談委員会
防止対策	○学級・学年づくり ○担任及び SC による面談等	○担任及び SC による面談等	○担任及び SC による面談等 ○いじめ調査	○担任及び SC による面談等

	8月	9月	10月	11月
会議等	○教育相談委員会	○中間反省会議 ○教育相談委員会	○いじめ防止対策委員会 ○教育相談委員会	○教育相談委員会
防止対策	○担任及び SC による面談等	○担任及び SC による面談等	○担任及び SC による面談等	○担任及び SC による面談等 ○いじめ調査

	12月	1月	2月	3月
会議等	○いじめ調査結果を踏まえた取組検証 ○教育相談委員会	○学校評価アンケート ○教育相談委員会	○年度末反省会議 ○教育相談委員会	○学校評議員会 ・指導報告 ・評価・改善 ○教育相談委員会
防止対策	○担任及び SC による面談等	○担任及び SC による面談等	○担任及び SC による面談等	○担任及び SC による面談等

V いじめの防止等に関する措置

1 いじめに対する早期対応措置

- (1) 教職員は、いじめの通報を受けたときなど生徒がいじめを受けていると疑われるときは、速やかに学年・生徒指導部・いじめ防止対策委員会に報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会は事実確認を行い、いじめの認知の判断し、適切な措置をとる。
 - ① いじめの行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査するとともに記録する。
 - ② 情報源の生徒たちを徹底して守るため、休み時間や放課後においても目の届く体制を整備する。
- (3) 教職員は、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、場合によってはSC等の協力を得ながら継続的に対応すること。
 - ① いじめを受けた生徒に対する支援、その保護者に対する適切な情報提供及び支援を行う。
 - ② いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。
- (4) 学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずる。
- (5) 教職員は、いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事実に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。両方の保護者ともに情報の共有を行い、保護者を含めて解決を図る。
- (6) 学校は、いじめが犯罪行為と認めるときは警察と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

2 生徒への対応・支援

(1) 被害生徒のケア

被害生徒の立場を第一に考え対応し、いじめが繰り返されたり、仕返しが起きたりしないよう絶対に守ることを約束するなど安心させる。

(2) 加害生徒への指導・支援

加害生徒への指導は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、いじめの背景に目を向け、人格の発達に配慮するなど教育的な配慮のもと、健全な人間関係を育めるよう成長を支援する目的で行う。

VI 重大事態への対処

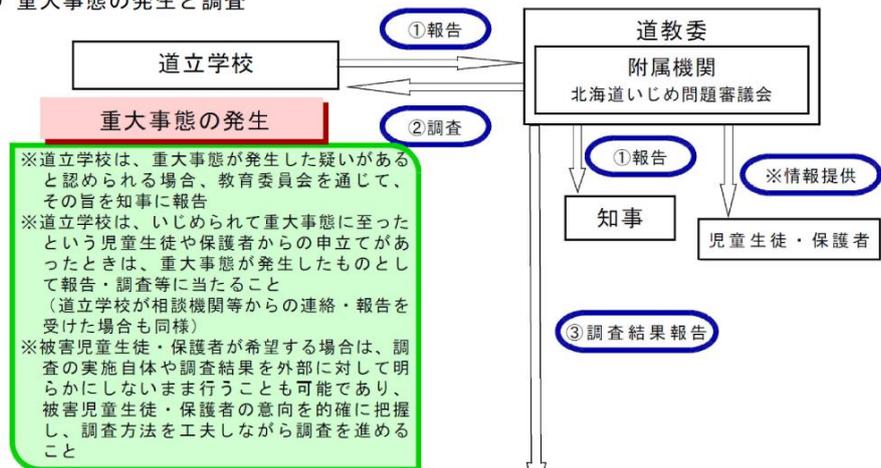
1 学校による対処

- (1) 次に掲げる重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに速やかに組織で話し合い、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ③ 生徒や保護者から、いじめにより上記の重大事態に至ったとの申立てがあったとき。
- (2) (1)の調査を行うにあたっては、細心の注意を払う。
- ① 外部の関係組織との連携を図る。
- (3) 情報の混乱を避けるため、外部との窓口を教頭一本とする。
- ① 教頭は、校長と連絡を密にし、情報について整理する。
 - ② 教職員においては、誤解を招くような言動は慎む。
- (4) 自殺が起きた場合は、他の人々に及ぼす心理的影響を可能な限り、少なくするための事後対応を行うこととする。
- ① 遺族については、サポートの必要性を注意深く見守る。
 - ② 生徒一人ひとりの状態を把握し、必要に応じてSCに依頼する。
 - ③ 全校集会及び保護者説明会を開き、個人情報に配慮しながら事実経過と再発防止に向けて周知する。

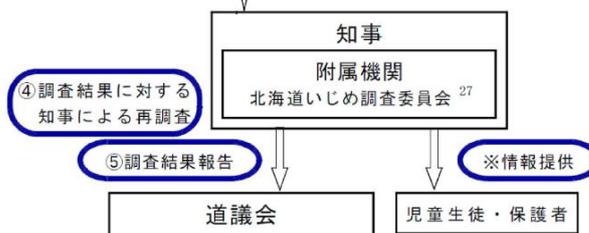
2 設置者への報告

- (1) 重大事態が発生した場合には、北海道教育委員会へ報告する。
- (2) (1) の報告を行う際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、当該生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を北海道教育委員会に提出する。

○ 重大事態の発生と調査

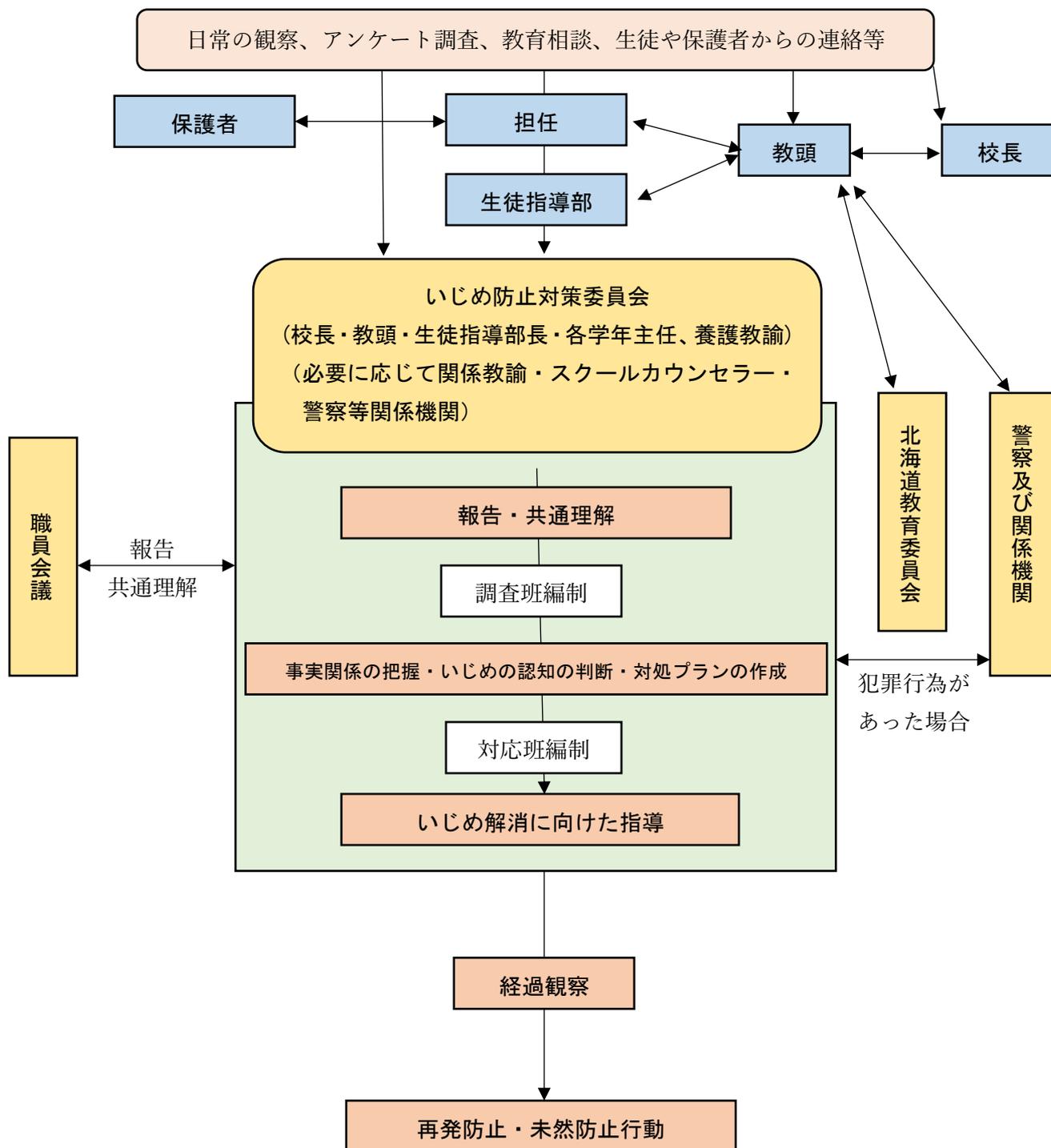


○ 知事による再調査



VII 組織的対応

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。



※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから、学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが深刻な場合やいじめられた側といじめた側の認識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分に検討協議し、慎重に対応する。